

産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（第5回）
議事概要

- 日時：令和3年9月17日（金）14時00分～16時00分
- 場所：オンライン開催（Webex）
- 出席者：（委員）益部会長、伊藤委員、大野委員、國部委員、栗原委員、関根委員、玉城委員、宮島委員
- 議題：
 1. 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の変更等について
 2. プロジェクト間連携のあり方及びNEDOにおける体制整備について
- 議事概要：

事務局等より、資料2～4に基づき説明があり、議論が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

1. 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の変更等について

- 公的機関が基盤研究を請け負う場合には、主に担当していた人が何らかの理由でいなくなっても部署として継続性をもって、導入した機械装置を使って試験や評価をずっと続けることが担保される。一方で大学の先生が組織的なバックアップを受けずに受託した場合、これは継続性が担保されないし、何かの理由で中止になった場合に、もう一回実施機関を選定し直すということになりかねない。共通基盤が重要であることは認められ、誰かがしっかりやる必要があることは大いに賛成するが、それは公的研究機関が中心となって受託するべきで、大学が単独で受託するべきではない。
- 応募機関が大学または公的研究機関となるのは、あくまで原則ではなく例外。例外が認められるのは、研究のための研究ではなく、社会実装に取り組むプロジェクトに対して寄与している点と、あらゆるものに対しての基盤的な技術や評価技術の位置付けではなく、プロジェクト内で社会実装に向けた企業の取組があってそこと連携する一つの要素であることが、事前あるいは事後に確認される必要があることを要件として求められると理解したので、採択の趣旨に沿うと思う。
- 研究機関の単独の採択の是非として、基金事業の目的は民間の挑戦を長期・大規模に後押しして、カーボンニュートラルの実現に向けたイノベーションを進める収益事業の担い手を支援するものであり、趣旨として研究機関を実施者として単独で採択するのは少し違和感がある。プロジェクトを社会実装するためには、共通基盤技術の開発が必要なケースは数多くあり、研究機関は再委託先やコンソーシアムの一員として参画することが想定されており、これが原則と考える。ただし、単独で主たる実施者となる方が大きな成果を期待できるケースにおいては、例外的に実施者と連携することを要件として認

めることは許容できる。研究機関のコミットを如何に求めるかについて、基金事業では実施者に対して強いコミットを求めることが特徴。研究機関が単独で参画する場合にも企業同様に強いコミットメントを求めるべきであり、この点を基本方針に明確化した点は適切。また、取り組み状況が不十分と評価され、事業中止の対象となった場合でも、国費返還等が一部免除される点については、営利機関等と異なる研究機関が資金を返還することが難しい点は理解できる。委託事業が適切に行われなかった場合には違約金が発生すると聞いているが、基本方針でも何らかの形で明確化しておいた方が国民からしてわかりやすい。

- 変更については結構であるが、ここにいたるまでは基本方針を公開して議論していたので、それと異なる取り扱いが先行して行われたように見られることは今後留意すべきこと。それを前提に、研究機関が単独で基盤的技術を担うことに手を挙げることに必要性がある場合に限れば、基本方針の変更は賛成。大学のコミットメントについても、近年、産業界との連携で組織対組織の産学連携が進んできており、大学は個人商店の集まりという面は強く持っているが、組織として運営する側面もある。組織の長のコミットを求め、仮に人が入れ替わっても任務を遂行していただく建付の下で参画を許してもいい。
- 変更の基本的な考え方は賛成だが、心配がある。大学は収益企業とくらべると組織への帰属意識が必ずしも高くないので、組織としての責任を継続的に持てるかという疑問がある。大学が単独で実施主体となることが例外としてはあり得ると認めた上で、継続的に責任を持って取り組める体制であるかを見る必要がある。大学が単独で実施主体になった場合に、事業中止の判断が下った場合でも一部返還を求めないことについて、理論上は理解できるが、返還義務があることが企業のコミットメントを縛っている部分でもあるので、例外に関して返還がないということが緩みやコミットが弱くてもいいということにつながるようにすることが重要。
- 基金事業の運営方針の整備については、走りながらやっている部分があるが、基本方針と一部ずれたことが動いていたことにおいて、今後この経験を活かして、基本方針とずれる例外的なものの方がいいという場合は、部会で議論してすすめさせていただきたい。国研のような研究機関と大学の差について、最近は大学組織としてのコミットメントを求められる事業は多々あって、場合によっては学長が代わっても大学組織として事業継続を求められることが多くある。組織としてのコミットは全てにおいてとはいえないが、必要な場合にはできる状況にはなっている。一部返還について、大学であっても違約金が発生しうるようにしておいた方がいいという委員からの指摘があったが、例えば国立大学の場合だと、収入は全て必要な支出に充てられるものとの前提で経営されているなどの事情もあり、議論が必要だろう。

2. プロジェクト間連携のあり方及び NEDO における体制整備について

- 利益相反についてはきちっとチェックすべき事項を整理していただきたい。気になるのはガバナンスの問題。ブレーキとアクセルの両面が必要であり、利益相反の防止措置はブレーキだが、これを厳しくし過ぎてしまい、すくんでしまって大胆なプロジェクト運営ができないのも困る。バランス考えほしい。

連携の話について、説明については理解するが、屋上屋を重ねないよう考えてほしい。

- 連携の件は機能するようにはしてほしい。特に、社会環境の整備については、この基金を用いて実施するプロジェクト全体に共通して必要になることがあるのではないかと考えており、意見交換や情報交換という緩やかな連携も必要だと感じている。技術開発だけではなく、社会システムの整備や規制緩和、標準なども含め、パッケージで進めることが重要で、WG ではそういう観点の議論がなされているようでとても心強く思っているところ。ただ、規制についてはたくさんの省庁が重層的に網をかけている部分があり、どう言う規制があり障壁があるか、推進方法があるのか必ずしも省庁間でも共有できていない面もあるので、是非そういう全体像のわかるマップをプロジェクトに関連する皆様に提供できるような努力をしていただけるといいかなと思う。

PM の件は利益相反防止措置を充分とることを前提に理解。また大学等から PM が出される場合も同様の利益相反防止措置がとられるということで理解した。

- プロジェクト間連携は連携を密にするための仕組を幾重にも準備するのが重要。カーボンニュートラル実現に向けた各種技術がクロスオーバーする中でプロジェクト間、WG 間の連携は重要。それら連携が適切であれば良いがそうでないことも想定される。また PM の権限を越えるような調整事項が発生することも想定され、経済産業省や WG など関係機関が連携し、柔軟かつ密に、二重三重に連携網を構築すべき。

PM に実施企業からの出向者を充てることについては合理的。ただ利益相反行為が発生した場合、基金全体の信用が失墜しかねない。リスクと隣り合わせであることから、利益相反防止は的確に実施して欲しい。

- 連携について、必要な場面多々出て来る。それを各レイヤーで連携するのは望ましい方向。一方、プロジェクトの間に前後関係があったり、共通的な部分など関連があったりする中で、その全体最適を誰が図るのか。基金で実施するプロジェクトの全体俯瞰したものを部会にフィードバックしてもらって、国民に対して示していくこと重要ではないか。

PM については企業と円滑なコミュニケーションが重要である一方、技術的評価に加え事業評価を健全に厳しい目で見るとも重要。そういう意味では PM だけではなく技術社会実装委員会の役割も大きい。こういう体制をとるなら、ここを実効性あるものにしてほしい。利益相反は形式的なところだけではなく、独立性の向上が重要。2年おきに交代を繰り返していると、独立しているといえるのか、となりかねない。

- 出向期間について、最大 10 年間というプロジェクトの時間軸と合わないのではないかとこの点は気になる。商社とか金融期間など俯瞰的にみられる組織の出身者がマネージャになるのがいいのではないかと思う。当該分野に明るく、偶然出向だった、利益相反も問題ない、というなら実施企業からの出向でも異論はない。原則このルールには異論はないが、一方実際そういう人はいるのか。商社とか金融などの広い視野の人を充てる方がいいのではないかと考える。
- PM について、選定要件を重要なところだけでも明確に決めておいた方がいいのではないかと。一方で厳しくしすぎるとなかなか人材が見つからなくなる。
- PM については心配がある。国等の公の機関がやることに関しては、ルール上問題が無かったとしても、なんとなく内輪でやっている感があると強い批判が出る。今回 PM に実施企業からの出向者を据えるということで、内輪でやっているように見えてしまうのは覚悟すべき。この人が PM として仕切らないといけないと納得させられるだけの要件の設定や選別をしないといけなし、加えて透明性について出来ることはすべてやるべき。例えば資料 4 3 ページ目の 5. に「出向元企業が、同社からの出向により PM を務めている者に対して自社にとって有利な取扱いをするよう促すなど」と記載があるが、このような行為はかなり直接的であり、自分でわかっていることだと思いが、そこまでいなくてもなんとなく情報が筒抜けであったり、周りから見ると不公正だなと感じさせたりすることも危険な行為になると思う。有利な取り扱いにつながる情報伝達など、直接的に利益誘導をするのではなくても、ちょっとでも有利になっていると疑われる行為は問題だという表現をどこかに入れ込むべきではないか。
二つ目として、いままでは関係しない企業からの出向社員またはプロパー職員を PM に当てていると書いてあるが、今回基金のプロジェクトの性質に鑑み、可能な限り参加企業からの出向者にするというのは大きな変化。この会議もオープンではあるが、関係の方々は今度から PM は実施企業からの出向者である、というのをしっかりと打ち出した方がいい。
さらに、採択されなかった者からすると、新しいアイデアがあってももはや参画できないということが、不満につながる可能性があることにも注意が必要。全体として随時情報に触れられる状況にしておくこととか、なにか意見あったらそれをちゃんと受け止めて反映していると相手に感じてもらえる、NEDO はオープンな状態でやっているという情報の公開とキャッチボールをしてほしい。
- 技術・社会実装推進委員会は重要であり、そのあり方については、よく検討して進めて欲しい。採択や中間評価と色々なタイミングがあるが、都度独立性を保つということで、違う委員構成になることがある。選ばれる人は優秀であり、それぞれ一家言あったりするのだが、それがその時までには共通理解とされてきた理念等とは相容れない方向で

あつたりすることもあり、結果として実施者が振り回されるといったことが起きている。評価委員会のためにペーパーワークが増え、開発の進行を阻害するということが無いようにしてほしい。同じ人がずっと務めているというのも問題だが、実施者が右往左往することないよう是非うまい評価委員会を設けてほしい。

以上

(お問合せ先)

産業技術環境局 環境政策課 カーボンニュートラルプロジェクト推進室

電 話 : 03-3501-1733

F A X : 03-3501-7697